○文部科学省告示第七十五号

放射線業務従事者に係る放射線管理記録の引渡しに関する省令（平成二十一年文部科学省令第十二号）第八条の規定に基づき、同令第二条の規定により指定記録保存機関として指定した財団法人放射線影響協会から名称の変更の届出があったので、同令第十六条第二号の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年四月九日

文部科学大臣　平野　博文

一　変更前の名称　財団法人放射線影響協会（昭和三十五年九月三十日に財団法人放射線影響協会という名称で設立された法人をいう。）

二　変更後の名称　公益財団法人放射線影響協会（昭和三十五年九月三十日に財団法人放射線影響協会という名称で設立された法人をいう。）

三　変更の年月日　平成二十四年四月一日

○文部科学省告示第七十六号

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の規定に基づく記録の引渡し機関に関する省令（平成二十一年文部科学省令第十四号）第八条の規定に基づき、同令第二条の規定により指定記録保存機関として指定した財団法人放射線影響協会から名称の変更の届出があったので、同令第十六条第二号の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年四月九日

文部科学大臣　平野　博文

一　変更前の名称　財団法人放射線影響協会（昭和三十五年九月三十日に財団法人放射線影響協会という名称で設立された法人をいう。）

二　変更後の名称　公益財団法人放射線影響協会（昭和三十五年九月三十日に財団法人放射線影響協会という名称で設立された法人をいう。）

三　変更の年月日　平成二十四年四月一日

○文部科学省告示第七十七号

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第四十一条の四の規定により、次に掲げる登録認証機関に係る登録事項の変更の届出があったので、同法第四十五条の二第四号及び登録認証機関等に関する規則（平成十七年文部科学省令第三十七号）第十五条の規定に基づき公示する。

平成二十四年四月九日

文部科学大臣　平野　博文

氏名又は名称	住所	変更する事項	変更する年月日
公益財団法人原子力安全技術センター	東京都文京区白山五丁目一番三の一〇一号	氏名又は名称を公益財団法人原子力安全技術センターとすること	平成二十四年四月一日

○文部科学省告示第七十八号

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第四十一条の十六において読み替えて準用する同法第四十一条の四の規定により、次に掲げる登録検査機関に係る登録事項の変更の届出があったので、同法第四十五条の二第四号及び登録認証機関等に関する規則（平成十七年文部科学省令第三十七号）第二十九条の規定に基づき公示する。

平成二十四年四月九日

文部科学大臣　平野　博文

氏名又は名称	住所	変更する事項	変更する年月日
公益財団法人原子力安全技術センター	東京都文京区白山五丁目一番三の一〇一号	氏名又は名称を公益財団法人原子力安全技術センターとすること	平成二十四年四月一日

○文部科学省告示第七十九号

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第四十一条の十八において読み替えて準用する同法第四十一条の四の規定により、次に掲げる登録定期確認機関に係る登録事項の変更の届出があったので、同法第四十五条の二第四号及び登録認証機関等に関する規則（平成十七年文部科学省令第三十七号）第四十三条の規定に基づき公示する。

平成二十四年四月九日

文部科学大臣　平野　博文

氏名又は名称	住所	変更する事項	変更する年月日
公益財団法人原子力安全技術センター	東京都文京区白山五丁目一番三の一〇一号	氏名又は名称を公益財団法人原子力安全技術センターとすること	平成二十四年四月一日

○文部科学省告示第八十号

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第四十一条の二十二において読み替えて準用する同法第四十一条の四の規定により、次に掲げる登録運搬物確認機関に係る登録事項の変更の届出があったので、同法第四十五条の二第四号及び登録認証機関等に関する規則（平成十七年文部科学省令第三十七号）第五十七条の規定に基づき公示する。

平成二十四年四月九日

文部科学大臣　平野　博文

氏名又は名称	住所	変更する事項	変更する年月日
公益財団法人原子力安全技術センター	東京都文京区白山五丁目一番三の一〇一号	氏名又は名称を公益財団法人原子力安全技術センターとすること	平成二十四年四月一日

○文部科学省告示第八十一号

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第四十一条の三十において読み替えて準用する同法第四十一条の四の規定により、次に掲げる登録試験機関に係る登録事項の変更の届出があったので、同法第四十五条の二第四号及び登録認証機関等に関する規則（平成十七年文部科学省令第三十七号）第九十八条の規定に基づき公示する。

平成二十四年四月九日

文部科学大臣　平野　博文

氏名又は名称	住所	変更する事項	変更する年月日
公益財団法人原子力安全技術センター	東京都文京区白山五丁目一番三の一〇一号	氏名又は名称を公益財団法人原子力安全技術センターとすること	平成二十四年四月一日

○文部科学省告示第八十二号

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第四十一条の三十四において読み替えて準用する同法第四十一条の四の規定により、次に掲げる登録資格講習機関に係る登録事項の変更の届出があったので、同法第四十五条の二第四号及び登録認証機関等に関する規則（平成十七年文部科学省令第三十七号）第百十条の規定に基づき公示する。

平成二十四年四月九日

文部科学大臣　平野　博文

氏名又は名称	住所	変更する事項	変更する年月日
公益社団法人日本アイソトープ協会	東京都文京区本駒込二丁目二十八番四十五号	氏名又は名称を公益社団法人日本アイソトープ協会とすること	平成二十四年四月一日
公益財団法人原子力安全技術センター	東京都文京区白山五丁目一番三の一〇一号	氏名又は名称を公益財団法人原子力安全技術センターとすること	平成二十四年四月一日
財団法人電子科学研究所	大阪府大阪市中央区北久宝寺町二丁目三番六号	資格講習業務の内容を放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第三十五条第二項の第一種放射線取扱主任者講習、同条第三項の第二種放射線取扱主任者講習及び同条第四項の第三種放射線取扱主任者講習の実施に関する業務とすること	平成二十四年三月一日